

信用取引に関する覚書

私(以下「甲」という。)は、岡三オンライン証券株式会社(以下「乙」という。)との間における信用取引(以下「本信用取引」という。)について、以下の取決めに従い取引を行うことに承諾しましたので、この覚書を差入れます。

1. 総 則

- (1) 本覚書は、信用取引口座設定約諾書、金融商品取引法等関連諸法令並びに諸規則等の規定に基づくこととし、甲はこれらの取決め及び乙の作成する信用取引の契約締結前交付書面及び信用取引ルール(以下「契約締結前交付書面等」という。)を十分理解したうえ、自己責任の原則に基づき、ルールを遵守して本信用取引を行うこととする。
- (2) 本信用取引は、甲より乙に対し、乙の定める所定の書類に同意があったのち、甲が乙の定める取引開始基準を満たしており、且つ、乙が当該取引を行うことについて適当であると判断した場合に開始することができることとする。
- (3) 甲が本覚書の各条項に違反した場合又は乙の判断により、乙が甲の本信用取引の継続が不相当であると判断した場合、即座に取引を停止することとする。
- (4) 乙は乙の判断により、下記に規定する委託保証金の範囲内であっても、建玉の制限を行う場合があるものとする。

2. 注 文

- (1) 本信用取引を利用して注文を行うことのできる銘柄は、乙が定める銘柄とする。ただし、乙が定めた銘柄であっても、金融商品取引所等の規制により注文できる銘柄が制限される場合があるものとする。
- (2) 本信用取引の新規建の注文は契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。
- (3) 本信用取引の反対売買による決済を行った結果、甲に決済損が生じ、預り金及び委託保証金現金で充当できない場合、甲は反対売買の受渡日までに乙に対し、不足金を乙からの請求の有無を問わず、入金することとする。入金を行わなかった場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却のうえ、不足金に充当することとする。さらにその余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済するものとする。
- (4) 本信用取引の現引による決済は契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。
- (5) 本信用取引の現渡による決済は契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。

3. 委託保証金

- (1) 甲が担保として差入れる代用有価証券は、信用取引口座設定約諾書第 2 条の規定により、乙が認めた銘柄及び数量の範囲内とする。
- (2) 甲は有価証券その他乙において取扱う証券・証書・権利又は商品の利金・収益分配金・配当金・償還金・売却代金又は解約代金等のうち、乙において甲に支払われるものについては、本信用取引の委託保証金として差入れることを了解することとする。
- (3) 甲は乙において預る証券のうち、乙の定める代用適格有価証券は本信用取引の委託保証金代用有価証券として差入れることを了解することとする。
- (4) 本信用取引の委託保証金維持率は契約締結前交付書面等に定める率とする。委託保証金率が委託保証金維持率を下回った場合、甲はその翌々営業日の正午までに乙に対し、委託保証金率が契約締結前交付書面等に定める率以上となるために必要な額又は最低委託保証金 30 万円以上となるために必要な額のうちいずれか大きい額の追加委託保証金を乙からの請求の有無を問わず差入れることとする。

- (5) 本信用取引において、委託保証金率が委託保証金維持率未満となった場合、委託保証金率が委託保証金維持率未満となった日(以下「追加委託保証金発生日」という。)より起算して3営業日目(発生日の翌々営業日)までに甲が前号に記載の追加委託保証金を差入れなかった場合、乙は甲へ通知することなく、追加委託保証金発生日より起算して4営業日目に寄付で甲の全ての建玉を甲の口座において甲の計算で反対売買により決済を行うものとする。また、これらの反対売買により決済損が発生した場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却のうえ、当該決済損に充当することができるものとする。
- (6) 前号の措置による充当を行った結果その余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済することとする。
- (7) 委託保証金の委託保証金維持率及び代用有価証券の掛目等は、金融商品取引所等の規制等又は乙の決定により変更されることがあり、その場合は甲に対し、事前に通知することとする。

4. 期 日

- (1) 甲は本信用取引の建玉について、乙の定める返済期限(以下「決済期日」という。)の前営業日までに、反対売買又は現引若しくは現渡による決済を行うものとする。
- (2) 甲が決済期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡による決済を行わなかった場合、乙は甲に通知することなく、その建玉を決済期日に、甲の口座において甲の計算で寄付で反対売買により決済を行うものとする。その結果、甲に決済損が生じ、預り金及び委託保証金現金で充当できない場合、甲は反対売買の受渡日までに乙に対し、不足金を乙からの請求の有無を問わず、入金することとする。
- (3) 甲が前号の入金を行わなかった場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却のうえ、不足金に充当することとする。
- (4) 前号の措置による充当を行った結果その余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済するものとする。

5. その他

- (1) 甲が行う現物取引の買付は契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。
- (2) 甲が行う代用有価証券の売却は契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。
- (3) 甲が行う委託保証金現金の引出しは契約締結前交付書面等に定める範囲内で行うこととする。
- (4) 甲はMRF累積投資口座を設定している場合、本信用取引の利用を申込みにあたり、MRF累積投資口座を解約すること及び信用取引口座が開設されている間はMRF累積投資口座を設定できないことを了解することとする。乙は本覚書の差入れを受けることをもって、甲からMRF累積投資口座の解約の申出があったものとして取扱うこととする。
- (5) 甲は信用建玉が無い状態が6ヵ月間以上継続すると本信用取引口座が閉鎖されることがあることを了解することとする。乙は甲の本信用取引口座を閉鎖する場合、事前又は事後に甲に対しその旨連絡することとする。
- (6) 本覚書に規定のない事項については、契約締結前交付書面等の定めに従うものとする。乙は契約締結前交付書面等の内容を変更する場合、甲にその変更事項を通知することとする。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、甲がその変更に同意したものとする。当該通知は、その内容が甲の従来の権利を制限する若しくは甲に新たな義務を課すものでない場合又はその変更が軽微である場合、電子メール又はWebサイト上への掲載等電子媒体による方法等に代えることができるものとする。
- (7) 甲が乙との間における信用取引について本覚書以外の覚書(以下「旧覚書」という。)を締結している場合、旧覚書は本覚書の効力発生を条件として失効するものとする。

(平成 22 年 7 月 23 日 改正)